

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2024 年新春 8 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

藤岡 東洋雄

謹賀新年

あけましておめでとうございます。「国民のための保険給付実現を！」高齢者を始め多くの方が疾病の治療に鍼灸マッサージを望んでおられます。全国的にも保険扱いは少なく、受領委任から償還払への転換、さらに同意書、診断書がもらえない、西洋医療や整骨院にくらべ高額すぎて手がとどかない。このことに私たちは健康保険法第一条「〇〇〇疾病、・・・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行いもって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」となっており、鍼灸マッサージが安価となる給付を求め、いっかんして厚労省、保険者と交渉してまいりました。

しかし、健保連指導のもと多くの健康保険組合は償還払いに転換、これまでの受領委任を認めず治療費を全額支払って本人が請求するとなりました。保険者に請求すると払うところもありますが、何故鍼灸に行くのかと問い、又は認めない等トラブルになって多くが治療を断念しています。

健康保険の保険者は保険料を納付された被保険者と家族の医療給付を受けやすく疾病、負傷を回復に最大限の便宜をはからうのが使命であるにもかかわらず、受診の権利侵害をしています。多くの健康保険組合は維持存続が厳しくなっており解散し協会けんぽに合流加入しています。償還払いであった健康保険組合の被保険者と家族は、協会けんぽになったとたんに鍼灸マッサージは受領委任で受診が再開されることになって受療権が回復しています。

健康保険法、国民健康保険法その他健康保険法も東洋医療である鍼灸（マッサージ）は国家の法に基づく医療であり法による給付がされねばなりません。保険料を納めても給付されないのは詐欺と言わざるを得ません。これは力の強いものがまかり通しています。保険者は法を守り法にのっとり一刻も早く鍼灸マッサージを給付するべきです。国民が安心し誰でもいつでもどこでもお金に心配なく鍼灸マッサージを保険給付で安価に受けられることの実現のため奮闘しましょう。

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^o^)



令和 6 年 1 月 吉日

一般社団法人 日本保険鍼灸マッサージ師会 様へ

一般社団法人 鍼灸マッサージ師会
代表理事 清水 一雄**あはき療養費の令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について**

明けましておめでとうございます。

昨年一年を振り返りますと、この 3 年半はコロナ禍によってほとんどの方が影響受けられたことと思います。ようやく新型コロナウイルスも 2 類から 5 類になり電車に乗ってもマスクをする人の数が減りつつあり、その影響度も徐々に薄らぎ少しずつ明るさを取り戻しているようです。しかしコロナ禍によって閉店に追い込まれ空き店舗の後遺症は現在も続いています。あはき業界もしかりでやむなく業から去っていく方もおられとても残念なことです。これからは少しずつ体制を整えポジティブに捉え逆境は糧になりますので悪いことばかりではないと思います。

それとコロナ禍真ただ中の時でも東京での某脳神経外科での話です。医師、看護師等医療従事者、事務職員皆がマスクせずに従事に携わっている姿を見てポリシーがあるなと感じました。医師はあはき医療を推進されていて、同意書も快く書いてくれます。

また保険者から嫌がらせととれる患者照会において、その医師に問い合わせがあった時も、いやな顔一つせずに必要だから同意したと保険者に向き合ってくれました。

真っ向から同意書に応じてくれない医師もいますが、このように患者を主体に考えてくれる医師は貴重な存在です。

さて昨年 7 月にあはき療養費の令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について厚労省ホームページから出されてから、同年 12 月 1 日付で修正加えて出してきました。

毎回ながら思うのですが、健康保険というのは分かりやすく、簡単に決めていけばいいのであって、またしても手間暇かけて分かりづらく複雑化しようとしている。そのあげく国民の健康権と医療の選択権が奪われていくことに憤りを感じます。

しかしながら、ネガティブになるのではなくポジティブに捉え、読み込んで理解していかなければなりません。知らないで医療行政にいいようにされてしまい自分自身にも膨大な不利益を被ることになります。知ることによって問題提起し、国民への啓蒙活動にしていかなければなりません。あはきの問題はあはき師が一番分かっているので、あはき師が能動的になることであはきを国民医療として定着させていくことが可能です。やるべき活動を今年にひき繋いでいきたいものです。

活動報告

令和 5 年 1 0 月 1 9 日

西宮市長 石井 登志郎 様

(請願者)

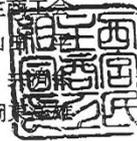
兵庫県西宮市東町 2-1-32

西宮民主商工会

会長 山本 隆夫

西宮民主商工会・事務局

理事長 藤岡 洋一



要請書

1 件名

鍼・灸・按摩・(マッサージ)・指圧の東洋医療を各健康保険法に基づき医療給付の実施を求める意見書提出の件

2 要請の要旨

様々な疾病、負傷の治療と回復のための行為を法による付託と免許されているのは西洋医療の医師資格免許者と鍼師資格免許者、灸師資格免許者、あん摩(マッサージ)指圧資格者の東洋医療です。日本の医療の法体系は西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されています。

国民健康保険法 2 条は「国民健康保険は被保険者の疾病・負傷・出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。」と厳格な「療養の給付」を義務付けています。

保険者は法を守り給付を行うのは義務です。

・東洋医療は、多くの傷病に対し効果が認められており、国民の健康増進・医療経済効果に寄与するものとして大きく期待されることです。

については、「はり師、きゅう師、あん摩・(マッサージ)・指圧師が行う東洋医療を自らの健康保険で自由に受けたい」と言う国民と患者の要求と権利の実現のため、はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療の各健康保険法における現物給付実施、請求に係る取扱いの改革および施術管理者の廃止を求め、鍼師・灸師養成学校制度の改革は国民の保健に対し責任を十分に果たすことに必要不可欠なことです。下記事項を内容とする意見書を国へ提出するよう要請します。

- ① 各健康保険による給付は、東洋医療の鍼・灸・あん摩・(マッサージ)・指圧治療を各健康保険法に基づき厳格に現物給付を実施すること。
- ② 鍼・灸・あん摩・マッサージ・指圧治療の保険給付において、各健康保険法に基づかない同意書・診断書の添付、病名の制限また鍼・灸治療の西洋医療との併給禁止を廃止すること。

- ③ 令和 2 年に創設された健康保険受領委任を取扱うための「施術管理者」の申請の要件となっている、実務経験を受け入れる施術所がほとんどない現状では、将来にわたり「施術管理者」が少数となり、国民・被保険者・家族等が健康保険で東洋医療、鍼・灸・あん摩・マッサージ・指圧を受診する機会の喪失を招くため、「施術管理者」の仕組みを撤廃すること。

- ④ 東洋医学を国民の健康保持増進・疾病治療に不可欠な医療としての鍼師・灸師養成学校を早急に 4 年課程にすること、実現の後 3 年以内に 6 年課程を実施すること、又人材育成に努めること。

一〇月十九日、石井登志郎西宮市長に要請を行う兵庫県商工団体連合会の対市交渉で西宮民主商工会が、

1. 東洋医療の鍼・灸・あん摩(マッサージ)指圧治療を法による現物給付の実施。
2. 同意書・診断書の添付、病名制限、併給禁止を廃止すること。
3. 施術管理者の撤廃。
4. 鍼師・灸師養成学校を四年から六年課程にすること。

以上を国に意見書を提出するよう要請しました。



療養費申請のツボ



●ショートステイ先への往療施術について

先月、健康保険でのショートステイ先への往療施術について、2 件の質問がありました。1 件は、愛知県の後期高齢、もう 1 件は、兵庫県の後期高齢でした。ショートステイ先への往療施術については、保険者によって解釈が様々です。愛知県は、ショートステイ先への往療施術については何の問題もなく、兵庫県は、往療施術は不可でした。何を基準にしているのかさっぱりわかりませんが、厚生労働省が、保険者に裁量権を与えたことによる弊害の一つだと思います。多くの保険者が往療不可なので交渉はしていませんが、何を基準に不可にしているのか確認しておかなければならないと思っています。

●押印が必要な保険者 押印を忘れての返戻がありました。

今一度確認しておきます。受領委任の契約を結んでいる保険者は、押印の必要はありませんが、受領委任の契約を結んでいない保険者である共済組合や医療助成等の申請書には、押印の必要がありますので、注意してください。よろしくお願いいたします。

●同意書だけはコピーを取っておきましょう！

保険者変更の際等で、同意書のコピーを添付しなければならないことがあります。申請書を提出する際に全ての書類をコピーされていると思いますが、年数が経てきますと大量のコピーが溜まって来ます。古いものから処分されていると思いますが、同意書だけは（通常 5 年ですが）治療が続く限り取っておいてください。よろしくお願いいたします。

●漢字は正確に書きましょう！

漢字の間違いで返戻がありました。間違いと言っても「濱」と書かなければならないところを「濱」と書いたための返戻でした。これまで「濱」で通っていたものが、急に「濱」に直してくださいというものでした。こんなことで、いきなり返戻というのは、おかしいので抗議をするつもりですが、注意はしておいてください。その他、「高」と「高」、「辺」と「邊」、「邊」 などがあると思いますが、注意してください。

●「鍼灸マッサージの生活保護読本」が完成しました

「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける会」でお世話になっています住吉区鍼灸マッサージ師会の坂田先生が、鍼灸マッサージの生活保護をわかりやすく解説した「鍼灸マッサージの生活保護読本」を作成されました。生活保護の取り扱いが、非常にわかりやすく書かれています。無料で配布していただけます。ご希望の方は、保険局加藤までお申し出ください。

会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。事務所へご連絡ください。

編集後記

いろいろなことがカド番を迎えているような昨今です。ピンチをチャンスに変える新年を迎えたいものです。皆様が実り多い年を迎えられますようお祈り申し上げます。

